

様式4
南相馬市監査委員公表第2号

令和7年12月26日付け南相馬市監査委員公表第10号で公表した監査結果報告について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき南相馬市長から令和8年1月23日付け7財第884号により措置の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表します。

令和8年1月26日

南相馬市監査委員 大谷嘉洋

南相馬市監査委員 細田廣

様式2

監査結果に係る措置通知書

鹿島区地域振興課	
監査結果 (指摘事項)	改善措置
<p>南相馬市健康づくりトレーニングセンター（スキット千倉）について</p> <p>1 スキット千倉高齢者利用促進事業の市負担金の支出にあたっては、協定書第6条の利用料金についての規定内容に関する変更協定を締結する必要があることから、所管課は速やかに適正な事務執行をしてください。</p> <p>2 協定書別記2において、指定管理者が指定管理料で購入する場合については、備品の所有権は最終的に市に帰属することとされていますが、1物品10万円未満の備品については指定管理者、10万円以上の備品は市で購入することとなっています。今回のように、本来市で購入すべきところ指定管理者で購入したため市の備品として管理されない状況となり、結果として指定期間満了時における備品の所有について正しく把握できないことが想定されます。このことを踏まえ、指定管理者において備品の台帳を整備するとともに、所管課においては、備品管理体制を再度確認し、今後は協定書の規定に則った取扱いとすべきと考えます。</p>	<p>1 令和6年4月1日付けで仮協定書第6条の利用料金に関する変更協定を締結するよう準備を進めておりましたが、4月の人事異動で担当者が異動となり、後任者への引継ぎが不十分であったことなどが原因で、契約締結の手続きが未了となってしまったものです。</p> <p>今般の指摘を踏まえ、令和7年4月1日付で仮協定書第6条の利用料金に関する変更協定を締結しました。（別添資料1のとおり）</p> <p>また、次回の指定管理者との仮協定締結の際には、高齢者利用促進事業に係る利用料金の減額及び市負担金の支出に関する規定を盛り込むよう、引継ぎを徹底します。</p> <p>2 指定管理者からパソコン購入の相談を受けた際に、備品購入に関する責任分担の説明が不十分であったため、指定管理者側で購入となってしまったものです。</p> <p>今般の指摘を踏まえ、指定管理者と備品の購入、修繕等を行う際の責任分担を再確認し、今後は協定書の規定に則った取扱いを徹底します。</p> <p>また、所管課において管理物件の対象となる財産台帳及び備品台帳を再点検とともに、指定管理者において今年度中に備品台帳を整備するよう指導します。</p>

3 自動販売機設置にかかる電気料が指定管理料から支払われていました。協定書別記1管理業務仕様書において自主事業の経費は指定管理料に含まれないと規定されており、また自主事業計画書においても電気料を支出することとされていますので、市の自動販売機における電気使用料の取り扱いを参考にされるなど所管課は、適正に処理してください。

3 管理運営に関する仮協定を締結する段階で、自主事業である自動販売機設置にかかる電気料分は指定管理に含めないよう、事前に整理すべき内容でした。
市の自動販売機における電気使用料を参考にして自動販売機設置にかかる電気料分を算定し、今年度中に設置当初から遡って精算するよう適正に処理します。

- (1) 未改善（検討中及び検討予定）の事項については、できるだけ具体的に記載すると。
- (2) 措置を講じないものについては、その旨及び当該理由、見解等を記載すること。